

「文化力による京都活性化推進条例（仮称）案」の骨子

前 文

文化は、人間が人間らしく生きるために極めて重要であり、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会基盤を形成するものです。また、21世紀の人間生活を豊かにする可能性を有する社会的及び経済的な活力の源泉となります。

現代の日本社会は、物質的な豊かさの影で、多くの難題に直面し、多くの人が生きづらさを感じ、共生と連帯の感情の希薄化も指摘されています。

このような状況のなかで、地域に生きる人々がいきいきと暮らし、次の時代を担う若者たちが伸びやかに育つためには、一人ひとりが何を拠りどころにして生きていくのか、その原点を見つめなおすことが必要です。

京都は、多様な文化を受け入れ、伝統の上に新しい文化を創造し、共に生きる文化を育んできました。それをたえず刷新しながら、我が国を代表する文化を育んできました。また、各地域においても、個性豊かな文化と産業を築き上げ、京都の文化を支えてきました。

私たちは、文化に親しむことなどを通じて、京都の文化のなかから、未来の京都を紡ぎだす深い知恵を見いだすことから始めるべきと考えます。社会のあらゆる分野において、何が大切かといった判断基準として「文化」を念頭において振る舞う、「京都ならではの作法」を現代にふさわしく作り上げていく必要があります。

同時に、新しい活力を生み出すため、学問、技術、意匠力などの豊富な知的資産を活用し、新たな価値として創造し、高めていくことが求められています。

京都に暮らし、働き、集う人々が手を携えて、文化力により京都を活性化し、心豊かで活力ある京都を実現するために、この条例を定めます。

総 則

1 基本理念

文化力による京都の活性化の推進に当たっては、文化に親しむことなどを通じて、府民一人ひとりが京都の文化の中に普遍的な価値を見だし、文化力として高め、心豊かで活力ある京都づくりに活かすことができるよう、次の事項を基本理念とします。

府民が等しく文化に親しむことができる環境を整備することにより、府民が主体となる文化の形成を目指す。

府民が、多様な京都の文化を次代へ引き継ぎ、発展させていく役割を担うべきこ

とを認識し、文化を重視した生き方・活動ができる社会の実現を目指す。

府民の文化活動が活発に行われるよう支援・協力することにより、文化の香り高い社会の実現を目指す。

豊かな社会の実現に向けて、文化を活かして多彩な活動を行う者と文化活動を行う者との交流の促進を図ること等により、文化が息づく個性豊かな社会の実現を目指す。

京都の知的資産を活用した文化的な創作物（以下、「文化的創作物」）の創造活動が活発に行われる環境を整備することにより、起業等を誘発する創造性豊かな社会の実現を目指す。

「文化的な創作物」とは
映画・映像、音楽、アニメーション、コンピュータゲーム、その他の人間の創造的
活動により生み出されるものをいいます。

京都の文化が広く国内外に発信されるよう、国際文化交流等の促進を目指す。

2 留意事項

文化力による京都活性化の推進に当たっては、次の事項に十分留意しなければなりません。

文化の振興が新しい文化創造の基盤となり、効率性や経済性では測ることができない文化の厚みが将来の社会の発展を支えること。

地域固有の多様な文化が継承、発展されることが府全体の文化を豊かにすること。

科学技術・生命科学などが発達していく中であって、ふれあいや様々な体験機会を提供し、人間尊重の価値観を涵養するなど、文化の果たすべき役割がいっそう重要になっていること。

多様な文化を認め合い、我が国及び京都の文化に対する理解を深めることが世界平和に資すること。

3 府の責務

府は、基本理念及び留意事項にのっとり、文化力による京都活性化の推進に関する施策を策定し、実施しなければなりません。

府は、前項の規定による施策の策定・実施に当たっては、府民等の幅広い参画のもとに、相互に連携・協力するよう努めます。

4 期待される府民等の役割

府民は、生活の場などにおいて文化に親しみ、京都の文化の担い手として、京都の文化を次代に継承・発展させていくよう努めることが期待されます。

文化活動を行う者は、相互に連携・協力して京都の文化の継承・発展・新たな創造に貢献することが期待されます。

大学等の教育研究機関は、文化活動を支援するとともに、創造的な人材の養成等を通じて京都の文化の継承・発展・新たな創造に貢献することが期待されます。

企業は、文化活動を支援し、京都の文化の継承・発展・新たな創造に貢献することが期待されます。

5 財政上の措置等

府は、文化力による京都の活性化の推進に関する施策の実施に必要な調査研究及び財政上の措置を講じます。

文化力の向上

府は、京都の文化力を向上させるために、次の施策・支援に取り組みます。

【京都の文化の継承・発展・新たな創造】

多様な京都の文化が将来にわたって適切に継承・発展され、新たな文化の創造に活用されるために必要な施策

京都の歴史的・文化的な景観等の保全を図るために必要な施策

文化的創作物を創造する者に対する、創造・発表の機会の提供等の支援

【文化活動の充実】

府民が等しく文化に親しみ、体験し、創造する機会の提供等の施策

文化活動を支援する者の育成、相互交流の機会の提供等の施策

学校教育における文化活動の充実、文化体験学習や文化活動を行う者による学校における文化活動に対する協力への支援等の施策

子ども・青少年が様々な世代の支援を受けながら、文化を体験し、これを創造す

ることができる機会の提供等の施策

子ども・青少年を対象とした文化の公演、展示等の支援、子ども・青少年による文化活動への支援等の施策

文化力による京都の活性化

府は、文化力により京都の活性化を推進するために、次の施策・支援に取り組みます。

地域、産業の活性化を推進するため、魅力ある文化的創作物を生み出すための活動に対する支援等

文化的創作物の創造を業とし、又は業としようとする者が、円滑に、当該活動を継続して実施し、又は新たに起業するために必要な施策

地域に根ざした多彩な文化活動や有形・無形の文化財等を活かした活動が活発に行われるようにするための情報の発信等の施策

上記の活動を行う者が相互に交流する機会の提供等の施策

京都の多様な文化を国内外に広く発信し、国際交流等の推進を図り、多くの人が集う魅力ある京都を実現するための環境の整備等の施策

京都の文化の公演、展示をはじめとする拠点施設の機能の充実等の施策

推進体制

府は、次により、文化力による京都の活性化が図られるよう、推進体制を整備します。

市町村との連携に努めるとともに、京都の文化の振興・発展に寄与しようとする様々な者の積極的な協力が得られるよう配慮します。

市町村が行う地域の実情に応じた施策の実施に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じて市町村間相互の連携が図られるよう努めます。

国、関西の各府県をはじめとする都道府県等との連携を図ります。